

# 医療費個人未収金について

受診された患者さんに、医療費の支払いを速やかに全額支払ってもらうようお願いしています。

当院では、医療費の回収が困難となっている未収金について、適切にお支払いいただいている患者さんとの公平性の確保と病院経営の健全化のために、平成30年10月より弁護士事務所に回収業務を委託することとしましたので、お知らせします。

医療費の支払い（医療費の個人未収金）につきまして、多くの患者さんは、速やかにお支払いをいただいておりますが、電話や文書等による督促にもかかわらず、お支払いが滞る事例もあり、このような未収金の拡大が病院経営の課題となっています。

つきましては、病院からの再三の請求に対して、お支払いのいただけない方には、委託先の「弁護士法人 一番町綜合法律事務所」から支払についてのご連絡をいたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

## 【委託業者】

弁護士法人 一番町綜合法律事務所  
東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル8階802号室  
TEL 03-5275-6887  
代表者氏名 弁護士 神崎 浩昭

## 【委託後の支払案内等について】

当院に代わり、受託業者が支払案内等を行います。  
収納事務についても、受託業者が当院に代わり行うことから、原則として、受託業者が指定する口座等にお支払いいただくこととなります。

令和元年12月  
厚生連高岡病院